

«陸別町保健福祉センターからのお知らせ»

## インフルエンザ予防接種費用助成のご案内

### 【助成期間延長のお知らせ】

陸別町では、インフルエンザのまん延と重症化を防ぐため、予防接種費用の助成を行っています。今シーズンのインフルエンザワクチンは、例年より長く供給されることになっており、令和4年1月以降も継続して接種できる可能性があります。

そのため、陸別町では、より多くの町民の皆さんのが接種されるように、予防接種費用の助成期間を延長することにしました。まだ接種されていない方で、接種希望される方は、ぜひ、期間内に接種して下さい。

#### 〈場所〉

- 陸別町国民健康保険閑寛斎診療所、及び町外の各医療機関

#### 〈期間〉

- 令和3年10月1日（金）～令和4年3月31日（木）**【2ヶ月の期間延長】**  
※期間外の接種は、助成を受けることができません。  
※医療機関により、接種できる期間や日時が異なります。  
接種を希望する各医療機関にお問い合わせください。  
※償還払い申請期間も令和4年3月31日までです。期間内に申請ください。

#### 〈助成について〉

- 費用助成を受けられるのは、裏面の助成対象者です。
- 助成対象者のうち、町外医療機関で接種を希望される方は、償還払いに対応します。  
口座振込で償還払いを行いますので、裏面を確認し、必要書類等を持参のうえ、  
保健福祉センター保健指導担当に申請ください。

#### 〈その他〉

- 通常の接種回数は生後6カ月から13歳未満が2回、13歳以上が1回です。
- 新型コロナワクチン接種とは、互いに13日以上の接種間隔が必要です。  
両方の接種予定がある方は、接種間隔をご確認ください。
- 期間内でもワクチンが無くなった時点で終了となります。あらかじめご了承下さい。

#### 〈お問い合わせ〉

- ご不明な点がありましたら、保健福祉センター保健指導担当までお問い合わせ下さい。（電話 27-8001）

裏面もあります

# インフルエンザ予防接種の費用助成について

助成内容は次のとおりです。

助成対象者	助成回数 ※1	自己負担額	助成を受けるための必要書類等
生活保護世帯の方	原則1回	無料	証明書と印鑑 ※2
町民税非課税世帯の方	原則1回	無料	書類「町民税課税状況の照会」と印鑑 ※3
妊婦	原則1回	無料	母子手帳
生後6カ月～18歳（高校生相当）	6カ月～13歳未満 2回 13歳以上 原則1回	無料	母子手帳
高齢者（65歳以上の方）	1回	無料	健康保険証
60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の方で身障手帳1級をお持ちの方	1回	無料	健康保険証 身体障害者手帳

※費用助成は口座振込で行いますので、振込先のわかる通帳等をご持参ください。

- 1) 陸別町国民健康保険関寛斎診療所をご利用の場合は、必要書類を提示することで無料で接種ができます。
- 2) 他の医療機関をご利用の場合は、一度費用を全額お支払い下さい。後日、領収書印鑑・必要書類を持参のうえ、保健福祉センター保健指導担当に申請することで、助成が受けられます。ただし、助成期間内に接種し、令和4年3月31日（木）までに申請する場合に限ります。  
(償還払い助成接種期間 令和3年10月1日～令和4年3月31日まで)  
(償還払い助成申請期間 令和3年10月1日～令和4年3月31日まで)
- 3) ※1 助成回数は原則1回ですが、医学的な理由で医師が2回接種を必要と判断する場合があります。その際は、保健福祉センターまでご連絡下さい。
- 4) ※2 生活保護世帯の方については「生活保護受給世帯証明願」を提出して下さい。なお、この証明書の発行は保健福祉センター福祉担当です。
- 5) ※3 町民税非課税世帯の方については、「町民税課税状況の照会」を提出して下さい。ただし、事前に役場町民課税務担当で照合・確認を済ませて下さい。（発行無料。用紙は町民課税務担当に備え付けています。）

〈費用助成対象以外の方について〉

陸別町国民健康保険関寛斎診療所では、1人1回 3,500円で接種できます。

〈お問い合わせ〉

ご不明な点がありましたら、保健福祉センター保健指導担当まで、お問い合わせ下さい。（電話 27-8001）